

労基署が立ち入り調査

労基法は最低基準、これすら守らない北陸大学法人

労働基準監督署は、北陸大学に立ち入り調査に入りました。立ち入り調査（「臨検監督」）の目的は、労働基準法違反等に基づいて、法令の違反の発見とその是正を求めるものです。臨検監督の諸権限のうち、北陸大学理事会には「3月末までに書類の提出」が求められました。今後法令違反の指摘と是正が予想されます。

教職員組合は、法人に対して、過去に何度も労働基準法違反の事実を指摘してきました。これに対して、法人はただの一度も耳を傾ける姿勢を示しませんでした。組合は労基署に是正の依頼をしました。立ち入り調査は、教職員組合の要請に応えたものです。

労働基準法は、第1条に謳われているように「この法律で求める労働条件の基準は最低のもの」です。したがって、「低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように務めなければならない」（同1条）のです。

労働基準法は大学構内の外で立ちすくむ

ここで年度末に当たり、2008年度に限り、労働基準法違反の是正に取り組んできた私たちの主張を整理してみます。

① 08年4月25日：「2008年度組合要求事項」を法人に提出

ここでは「教職員の休日出勤が増加し」、「代休を取ることが事実上不可能」なので、労働環境の改善をはかることを要求しました。(1)「休日出勤」に「正当な手当」と(2)「職員のサービス残業」の撤廃を求めました。

私たちは第4回、第5回団体交渉の申し入れ書で、これらに対する文書回答を要請しました。にも拘わらず、法人は文書回答はおろか口頭回答さえ一切してきませんでした。

② 08年11月7日：「団交申入書」を法人に提出

組合は昨年度も法人側に、団交で残業実態を示す資料を提示するよう求め、法人は提出を約束しました。その履行をこの時も催促しましたが、提示されず、今日になっても依然として開示されていません。約束違反です。かつて法人は学生のためと称しながら、目的は教員管理の出退勤の打刻制を導入しました。これは実は法人にとり両刃の剣のはずでした。正確に打刻をすれば、過重労働、長時間労働の実態を法人自身が即座に把握し、サービス残業等の反省材料となって法人自身にはね返ってくるからです。管理のみに暴走する法人に対し、この日、残業実態の統計資料の提出を求め、約束の履行を催促しました。

③ 08年12月26日 「休日勤務に関する要求書」を法人に提出

法人は12月17日付けメールで、「新春スペシャル勉強会」の開催を告げました。教職員は、強制を示す「万障繰り合わせの上」参加を求められました。ここでは以下の主張をし、是正と労基法の遵守を求めました。

(1) 北陸大学薬学キャンパスでは「時間外及び休日労働を取り決めた「36（通称「サブロク」）」協定を締結していないので、「新春スペシャル勉強会」の休日出勤は労基法違反である。

(2) 仮にやむを得ない場合でも、割り増し賃金の支払い義務が法人に生じる。
代休を取得した場合は割増分、取得しない場合は割増分を含む賃金が支払われなくてはならない。

④ 09年1月7日：「休日勤務に関する要求書(2)」を法人に提出

法人は、こうした教職員組合の声に対して、回答を寄せるのではなく、1月7日、「新春スペシャル勉強会に伴う振替休日の取得について」と題する文書をメール配信しました。「勉強会」と称する勤務の日程が、1月10日(土)、11日(日)の10時～15時であるにも関わらず、突如、「各日は半日勤務」であり、両日で「1日分の振替休日」と通知してきました。職場は混乱しました。

この日の「要求書(2)」では、そもそも「振替」とは、使用者側が、(1)前もって休日と定めた日を勤務日とし、(2)代わりに他の勤務日を休日とすることをいい、(1)、(2)が「セットでなければならない」点を示しました。法人の1月7日の通知は、翌日の8日までに「振替」休日の取得日を知らせよ、という言語道断の措置でした。

また、「休日」ならば、「0時から24時までの全日」です。この時間でどのように取得するかは、労働をした後に生じる労働者側の権利です。

⑤ 09年1月13日：第6回団体交渉にて

法人は実態を無視し、「サービス残業はさせていない」との一点ばかりでした。

労基署に訴え

私たちは、一連の①～⑤に基づいて、労基署に訴えました。

労働基準法は職場に根を下ろすどころか、大学構内の外で立ちすくんでいます。労働関係の法令が遵守される、ごく当たり前の、普通の職場を目指して、組合員の皆さん、そして非組合員の皆さん、ともに努力しましょう。こうした労基法違反と薬学部3人の教員からの科目取りあげ、2人の教員の解雇は、同根です。

定期総会と送別会のご案内

定期総会 2009年3月16日(月) 18:00～19:30

場所：ホテル金沢(元KKR会館加賀) TEL 264-3261

送別会 (定期総会に引き続き、KKRにて開催)

場所：同上 会費：組合員1,000円 非組合員 5,000円

.....キリトリ.....

定期総会の委任状 総会での議決に関して全てを議長に委任します。
(氏名)

●本委任状は、総会にご欠席される場合は必ずお出し下さい。

.....キリトリ.....

送別会のご出欠 出席 欠席
(氏名)

●出席、欠席のいずれかに○印を付けて、(薬)佐倉教員の、または(太陽)田村教員のメールボックスにお入れ下さい。